

自然環境を支える地域づくり事業

自然環境保全に取り組む地域団体の活動を支援します。
活動に対して最大20万円の経費や資材を支援



県HPはコチラ



水辺の生きもの調査



自然観察会



外来生物の除去活動



立入防止柵の設置

1 事業の目的

新潟県の豊かな自然環境や生物多様性の保全を推進するため、地域の団体が
行う活動を支援し、保全活動の体制づくりを促進します。

2 支援の対象

地域団体の活動の拡充・強化につながる次の取組

- ① 研修、セミナーの開催
- ② 活動を継続するために必要となる資材、機材の整備
- ③ チラシ、パンフレットの作成
- ④ 広報誌等への掲載
- ⑤ 自然公園等における植生復元
- ⑥ 自然環境保全のための施設の設置・修繕 など

3 支援の内容

- ①～④の活動 活動に要する経費の1/2以内、20万円以内を補助
- ⑤～⑥の活動 20万円以内の資材を提供

4 期間

原則1年

(ただし、必要が認められる場合は2年間の継続が可能)

5 支援の条件

- 保全しようとする対象が明確であること
- 活動によって保全の効果が見込まれること
- 活動に伴い、外来生物等が持ち込まれる危険性がないこと
- 事業期間が明確であること
- 団体の規約等により、責任体制が明確であること など

問合せ先 新潟県 環境局 環境対策課 自然共生室 自然保護係

電話 025-280-5151 FAX 025-280-5166

メール ngt030320@pref.niigata.lg.jp

手続きの流れ

事業実施要領に関する手続き

補助金交付要綱に関する手続き

自然環境の保全活動
・普及啓発活動

保全施設の設置
・修繕等

事業着手前

事業実施計画承認申請書(要領第4条)

事業実施計画承認申請書(要領第4条)

事業認定審査会における審査・認定

事業認定審査会における審査・認定

補助金交付申請書(交付要綱第4条)

※連続する2年度に事業を継続する場合も単年度ごとに提出する

交付の決定

(交付決定前に事業着手が必要な場合)

事前着手届(要領第12条)

新潟県知事

事業着手

(計画に変更が生じた場合)

事業実施計画変更承認申請書(要領第10条)

(計画に変更が生じた場合)

事業実施計画変更承認申請書(要領第10条)

承認

承認

補助金変更交付申請書(交付要綱第5)

承認

(事業を中止する場合)

事業中止承認申請書(交付要綱第7)

承認

(事業を中止する場合)

事業中止承認申請書(要領第13条)

承認

事業完了

事業実績報告書(交付要綱第11・要領第11条)

事業実績報告書(要領第11条)

団
体

団
体